石川県公立学校教職員健康管理審查会規則 新旧対照表

改正案	現	行
(職務)	(職務)	
第一条 石川県公立学校教職員健康管理審査会(以下「審査会」と	第一条 石川県公立学校教職員健康	川県公立学校教職員健康管理審査会 (以下「審査会」と
いう。) は、石川県教育委員会教育長 (以下「教育長」という。)	いう。) は、石川県教育委員会教育	石川県教育委員会教育長 (以下「教育長」という。)
の諮問に応じ、次に掲げる事項を処理する。	の諮問に応じ、次に掲げる事項を処理する。	処理する。
一 石川県教育委員会が任命する公立学校に勤務する教職員(県	一 石川県教育委員会が任命する	県教育委員会が任命する公立学校に勤務する教職員 (̄
立学校の事務職員及び技術職員を除く。以下「教職員」という。)		以下「教職員」という。)
の結核性疾患及び精神科疾患による休職及びその回復による復	の結核性疾患及び精神科疾患に	性疾患及び精神科疾患による休職及びその回復による復
職のための健康審査	職のための健康審査	
二、三略	二、三略	